

第 4 回石垣市立小中学校長研修会における指針（案）に対する意見について

日 時：平成 30 年 2 月 15 日（木） 13 時 30 分～

場 所：大濱信泉記念館

【質疑 1】

●本事業を実施した場合参加者は本校の児童だけと理解していいのか？また、学校が提供した部屋以外を保護者等が希望した場合等は？

→参加は、学校の児童のみとなります。また、学校が提供可能とした以外の教室等を保護者が希望した場合でも、いきいき学び課が実施する調査にて学校が使用可能教室のみを記載いただければ、それ以外の使用はできません。

●配慮すべき点にある学校教職員のかかわりについて、「できる限り」とあるが、文科省の通知によると、児童の状況を把握するために情報共有等の関わりが必要と記載されている。できる限りというのはどの程度の係わり合いになるのか

→放課後子供教室及び児童クラブは、当日の教室責任者がいない場合は開催しない、安全管理も事前に運営側で徹底するなど、その責任等についても運営側が担います。ただ、できる限りという表現については、何か事故や緊急事態が発生した場合等に、連絡をさせていただくこともあるなどあるためこのような表現になっております。

●協定書はどちらが作成するのか

→協定書は、いきいき学び課が作成いたします。

【質疑 2】

●協定書の中で使用可能な時間等も明記するのか

→細かい使用に関する情報は、協定書に記載をいたします。

●校内での安全面が心配

→安全管理については、先ほど述べたような体制で実施します。

【質疑 3】

●参加児童の保険等はどうなるのか

→参加全児童に対して保険をかける予定です。